



三 社 保 第 434 号
令和 7 年 12 月 18 日

三島市国民健康保険運営協議会 会長 様

三島市長 豊岡 武士

諮 問 書

三島市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定により、下記事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

令和 8 年度三島市国民健康保険税の見直しについて

2 諮問内容及び理由

令和 6 年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が公布され、令和 8 年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることになりました。社会全体で子育て世帯を支援していくため、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした子育て支援策に必要な費用の一部に子ども・子育て支援金が充てられることとなり、被保険者から徴収する支援金については、納める納付金の額に照らし、保険者が設定することとされています。

三島市国民健康保険においても、令和 8 年度以降、子ども・子育て支援金を賦課徴収する必要があることから、子ども・子育て支援金に係る賦課方法及び税率について、貴会の意見を求めます。

3 実施時期 令和 8 年 4 月 1 日